

訪問看護

【消費増税に伴う新単位数】

		<現行>		<改定後>	
訪問看護ステーション の場合	20分未満	311 単位	⇒	312 単位	+1
	30分未満	467 単位		469 単位	+2
	30分以上 1時間未満	816 単位		819 単位	+3
	1時間以上 1時間 30分未満	1,118 単位		1,122 単位	+4
	PT・OT・SYの場合 1回につき	296 単位		297 単位	+1
病院又は診療所の場合	20分未満	263 単位		264 単位	+1
	30分未満	396 単位		397 単位	+1
	30分以上 1時間未満	569 単位		571 単位	+2
	1時間以上 1時間 30分未満	836 単位		839 単位	+3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携		2,935 単位			2,945 単位

介護職員等特定処遇改善加算の対象外

居宅介護支援費

		<現行>		<改定後>	
居宅介護支援費 (Ⅰ)	要介護1又は要介護2	1,053 単位	⇒	1,057 単位	+4
	要介護3、要介護4又は 要介護5	1,368 単位		1,373 単位	+5
居宅介護支援費 (Ⅱ)	要介護1又は要介護2	527 単位		529 単位	+2
	要介護3、要介護4又は 要介護5	684 単位		686 単位	+2
居宅介護支援費 (Ⅲ)	要介護1又は要介護2	316 単位		317 単位	+1
	要介護3、要介護4又は 要介護5	410 単位		411 単位	+1

介護職員等特定処遇改善加算の対象外